

随意契約理由書

件名	降雨情報設備保守点検業務
契約の相手方	菱井商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>降雨情報設備は、レーダ雨量情報や気象情報および地上雨量情報を管理する降雨情報管理装置、降雨情報を処理場、ポンプ場等へ配信を行う降雨情報配信設備、本市各部所で防災監視を行うための降雨情報監視端末設備を持つ複合的な設備である。</p> <p>本設備は、本市各部所にて行う防災業務の重要な情報として活用しており、保守点検等での設備停止は短期間とし、確実に実施する必要がある。また、常時確実に機能を発揮するため、故障等発生時には迅速な復旧作業対応を行う必要がある。</p> <p>本設備は、三菱電機株式会社が製造・据付したものであり、製造者独自仕様の機能（製造者独自ソフトウェア）を持つ装置で構成されている。よって当該業務が実施可能なのは、製造者である三菱電機株式会社だけである。</p> <p>三菱電機株式会社は、本設備の部品取替及び保守・点検業務を自社では行っておらず、当該業務については地域代理店である菱井商事株式会社に業務移管している。</p> <p>以上の理由により、菱井商事株式会社以外に当該業務を履行することが出来ないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署	建設局下水道部施設課施設係（電話番号 806-8715 ）